

がん対策に関する条例制定の検討について

1 条例制定の必要性

① 「不治の病」から「長く付き合う病気」への変化

- ・75歳未満年齢調整死亡率（人口10万人あたり）
88.5(2007年) → 73.6(2017年) ※厚生労働省人口動態統計
- ・5年相対生存率 ※国立がん研究センター調べ
53.2% (1993年-1996年診断) → 62.1% (2006年-2008年診断)

② 働きながら通院しているがん患者の増加

- ・がん患者の約3人に1人は就労可能年齢で罹患

2012年がん診断症例（全国）：865,238人
うち20-64歳：256,824人（全体の29.7%）
うち20-69歳：370,823人（全体の42.9%）

※国立がん研究センター調べ

- ・仕事をもちながらかん治療のため通院している人
全国32.5万人（男性14.4万人、女性18.1万人）※厚生労働省調べ

③ がんに対する医療技術の進歩

- ・がんゲノム医療の本格実施（先進医療）
中核拠点病院（全国：11施設（県内なし））
連携病院（全国135施設（うち県内6施設）） } 2018年10月1日現在
- ・免疫療法の本格実施（保険収載）
オプジーボ（保険収載：2014年9月）
- ・粒子線治療に対する保険適用症例の拡大

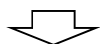
適用疾患	陽子線治療	重粒子線治療
小児腫瘍（限局性の固形悪性腫瘍に限る）	2016.4適用	
切除非適応骨軟部腫瘍	2018.4適用	2016.4適用
頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く）	2018.4適用	2018.4適用
限局性及び局所進行性前立腺がん	2018.4適用	2018.4適用

④ 全国がん登録制度の導入

- ・2016年1月「がん登録の推進に関する法律」施行
- ・2019年1月から2016年診断症例データの提供・利用開始

⑤ 本県におけるがん検診受診率の低迷 ※国民生活基礎調査(2016年)

種別	受診率 (%)		全国順位
	全国	兵庫県	
胃がん	40.9	35.9	42
肺がん	46.2	40.7	42
大腸がん	41.4	39.8	31
子宮頸がん	42.3	38.1	43
乳がん	44.9	40.6	39



がん対策をリードしてきた本県としても、「がんの予防の推進」、「早期発見の推進」、「医療体制の充実」、「がん患者を支える社会の構築」を新たな目標とし、総合的ながん対策をより一層推進していくために条例を制定

2 条例に規定する主な内容

（健康づくり推進条例改定またはがん対策推進条例制定の検討）

主な見出		主な内容	健康づくり推進条例による対応
責務	県	関係機関と連携し、本県の特徴を踏まえたがん対策を総合的に実施	▲
	市町	関係機関と連携し、がんの予防、がん検診の受診率の向上等の対策を推進	▲
	医療従事者	県・市町等の施策に協力し、がんの予防等に努めるとともに、良質な医療を提供	▲
	医療保険者	県・市町の施策に協力し、がんの予防、がん検診の受診率向上に努める。	▲
	県民	がんに対する正しい知識を持ち、がんの予防及び検診の受診に努める	◎
	事業者	従業員またはその家族ががんに罹患した場合に、治療と勤務の両立に協力	▲
基本施策	がんの予防	生活習慣の改善	◎
		受動喫煙の防止	◎
		がんの原因となる感染症の早期発見・治療	▲
	がんの早期発見	がん検診の受診促進	◎
		がん検診の精度管理	▲
	医療体制の整備	ライフステージに応じたがん対策	▲
		国・県拠点病院及び拠点病院に準じる病院の指定とその他医療機関との連携による医療体制の整備	
		全国がん登録制度の推進	
	療養生活の質向上	先端医療に必要な環境整備	▲
		緩和ケアの環境整備	
居宅療養に必要な環境整備			
がん患者を支える社会の構築	相談支援体制の充実	▲	
	治療と就労の両立支援		
その他	財政上の措置	教育の推進	◎
		県は、施策推進のために必要な財政上の措置を講じるよう努める	

◎・・・健康づくり推進条例でカバーされており、拡充不要

▲・・・健康づくり推進条例でカバーされておらず、拡充が必要

兵庫県のがん対策の歩み

西暦	国の動き	県の動き
1978		がんが県の死亡原因の第1位となる (2位:脳血管疾患、3位:心疾患)
1981	がんが日本の死亡原因の第1位となる (2位:脳血管疾患、3位:心疾患)	
1987		<ul style="list-style-type: none"> ・「ひょうご対がん戦略会議」設置 ・「ひょうご対がん戦略」策定 (6つの柱:推進体制、予防、教育啓発、検診、医療、情報・研究)
1997		<ul style="list-style-type: none"> ・「新ひょうご対がん戦略」策定 (働き盛り世代のがん対策、がん患者のQOLの向上)
2001		<ul style="list-style-type: none"> ・県立粒子線医療センター開設(4月)
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・がん診療連携拠点病院(国指定)制度開始 (がん医療の均てん化を目的に原則2次医療圏に1施設整備) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「がん診療連携拠点病院機能強化事業」開始 ・「石綿健康管理支援事業」開始
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・「がん対策基本法」制定(4月、議員立法) ・「がん対策推進基本計画」策定(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「肝がん対策推進事業」開始
2008		<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県がん対策推進計画(第3次ひょうご対がん戦略推進方策)」策定(2月) (拠点病院の整備、緩和ケア提供体制の強化、地域がん登録の拡大) ・「ウイルス性肝炎インターフェロン等医療費助成事業」開始
2011		<ul style="list-style-type: none"> ・「健康づくり推進条例」制定(3月) (がん検診の受診、がんに関する必要な調査の実施、がんの予防等に関する審議会部会の設置) ・「健康づくり審議会対がん戦略部会」設置
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2期がん対策推進基本計画」策定(6月) 	
2013		<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県がん対策推進計画(第4次ひょうご対がん戦略推進方策)」策定(4月) (小児がん対策、患者団体と連携した相談支援等の実施)
2014		<ul style="list-style-type: none"> ・「企業における女性特有がん検診受診促進事業」開始
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・「がん対策加速化プラン」策定(12月) (実施すべき具体策:「予防」、「治療・研究」、「がんとの共生」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「若年者の在宅ターミナルケア支援事業」開始 ・「ウイルス性肝炎初回精密検査事業」開始 ・「がんの教育総合支援事業」開始(教育委員会)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・「がん登録等の推進に関する法律」施行(1月) (がんと診断した場合、全ての病院等に報告義務、2016年症例は2017年内に報告) ・「がん対策基本法」一部改正(12月) (「目的規定の改正」、「基本理念の追加」、「医療保険者、国民の責務の改正」、「事業主の責務の新設」、「国・県計画見直し期間の改正」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「全国がん登録等推進事業」開始 ・「胃内視鏡検査従事者研修事業」開始 ・「肝炎地域研修事業」開始
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3期がん対策推進基本計画」策定(10月) (分野別施策:「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウイルス性肝炎定期検査事業」開始 ・県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター開設(12月)
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・がんゲノム医療中核拠点病院等の選定(4月) ※均てん化から重点化へ 中核拠点病院 11施設 連携病院 100施設 (135施設へ拡大(10月)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「兵庫県がん対策推進計画(第5次ひょうご対がん戦略推進方策)」策定(3月) (「がん予防の推進」、「早期発見の推進」、「医療体制の充実」に、「がん患者を支える社会の構築」を新たな4本目の柱に追加) ・「肝がん・重度肝硬変入院医療費助成事業」開始 ・「企業におけるがん検診受診促進事業」開始